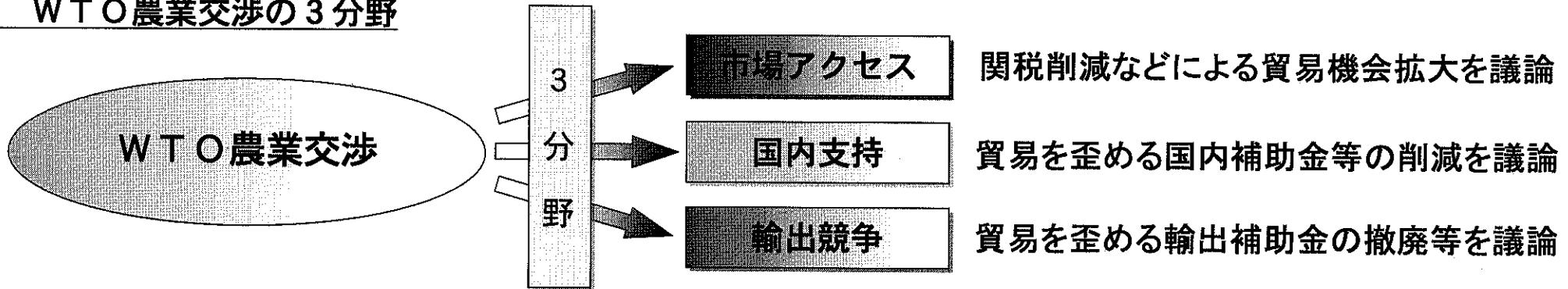


# WTO交渉・枠組み合意について (農業交渉、非農産品アクセス交渉(林水産物))

平成16年10月  
農林水産省

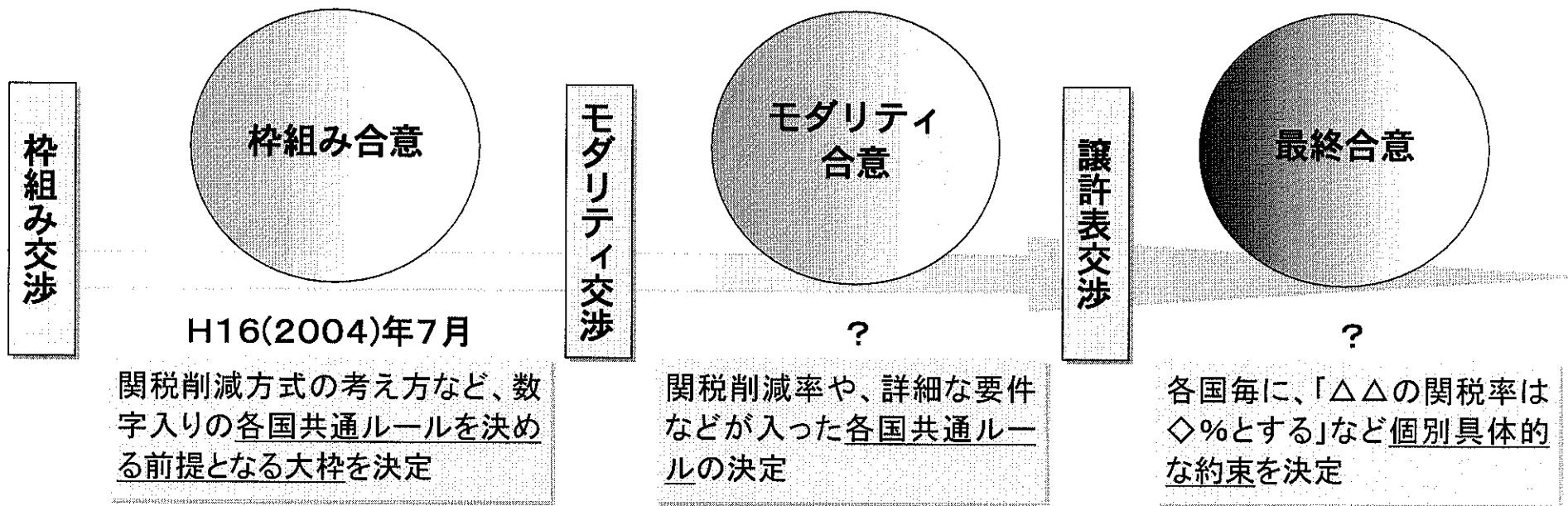
## WTO農業交渉枠組み合意の位置づけ等

### ○ WTO農業交渉の3分野



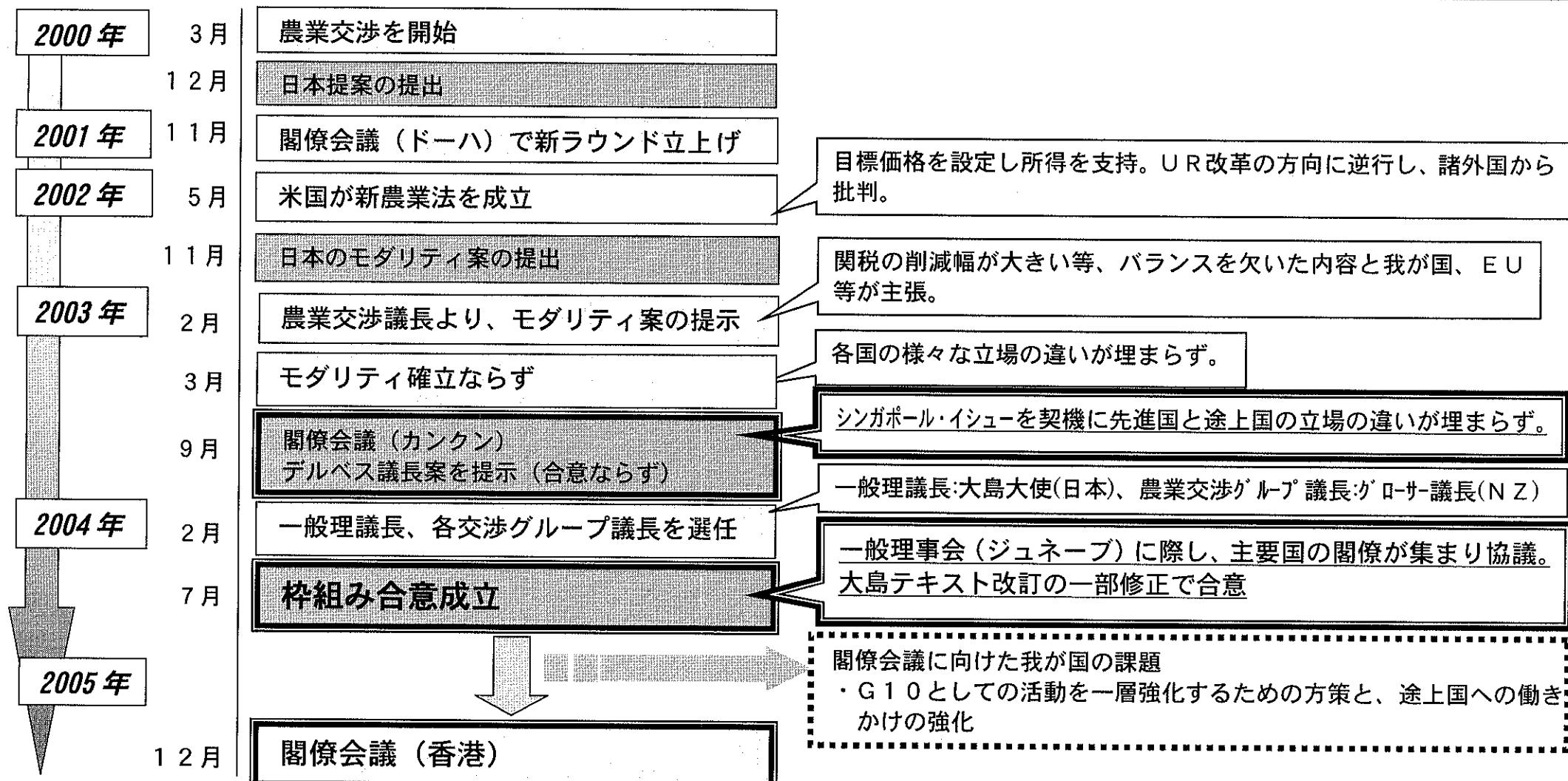
### ○ 7月枠組み合意の位置付け

7月枠組み合意は、関税削減率といった数字や詳細な要件などが入った具体的なルールを決める前提となる大枠の合意。



## WTO農業交渉の経緯と今後の見通し

- カンクン閣僚会議では、途上国、先進国間の立場の違いが埋まらず、合意が得られないまま終了。
- 2月に選任された新たな議長のもと、7月末に枠組みに合意。(2005年12月に香港で閣僚会議を予定)



## WTO農業交渉の最近の経緯

- 3月に交渉が再開されてから、7月末の枠組み合意まで、様々な場で議論が行われた。

### 2004年5月以降のスケジュール

会合	月	提案等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・[EU25カ国に拡大]</li> <li>・非公式閣僚会議(OECD閣僚理)</li> </ul>	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G20によるブレンド方式批判ペーパー</li> <li>・EUラミー・フィシュラー両委員連名による書簡</li> <li>・G20の市場アクセスに関する提案</li> </ul>
<p>7月末までの枠組み合意を促進する声明を発表</p> <p>コミュニケーションを採択</p>		
<p>食料輸入国の立場を改めて主張。コミュニケーションを採択</p> <p>米国は上限関税、豪州は関税割当の義務的拡大を主張。G10は両者に反対し、EUも同調</p> <p>輸出補助金でEUが軟化傾向を示すも、各国の立場は收れんせず</p> <p>S&amp;D、特恵マージンへの対応、LDC向け無税無枠の供与等途上国への適切な配慮を主張</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会特別会合(2-4日)</li> <li>・APEC会合、シーアイランド・サミット、UNCTAD総会</li> <li>・G20閣僚会合(12日・サンパウロ)</li> <li>・G5閣僚会合(13日・サンパウロ)</li> <li>・農業委員会特別会合(23-25日)</li> <li>・G10閣僚会合(5日)</li> <li>・亀井大臣-グローザー議長会談(6日)</li> <li>・G5+G10主要国高級事務レベル会合(8日)</li> <li>・G5閣僚会合(10-11日)</li> <li>・G90閣僚会合(12-13日)</li> <li>・枠組み合意のための首席代表者会合・少数国会合等(19-31日)</li> <li>・一般理事会(27-31日)</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G10共同ペーパー</li> <li>・G20閣僚コミュニケ</li> <li>・グローザー議長TNC(貿易交渉委員会)報告</li> <li>・G10閣僚コミュニケ</li> <li>・大島議長枠組み合意案(16日)</li> <li>・G10をはじめ各国が議長案に対する修正案を提案</li> <li>・大島議長枠組み合意案改訂版(30日)</li> </ul>
	7月	



**枠組み合意**

**各国の主要日程**  
 2004年10月末 EU委員任期期末  
 11月 米国大統領選

## 枠組み合意の内容（農業）

### 市場アクセス

- 高い関税ほど大幅な引き下げ
- 重要品目は別の取扱い
- 重要品目の数は今後の交渉
- 関税の上限設定は、今後の検証に委ねられる
- 低関税輸入枠の拡大等については、重要品目への配慮があって交渉のバランスが達成されることとなる等

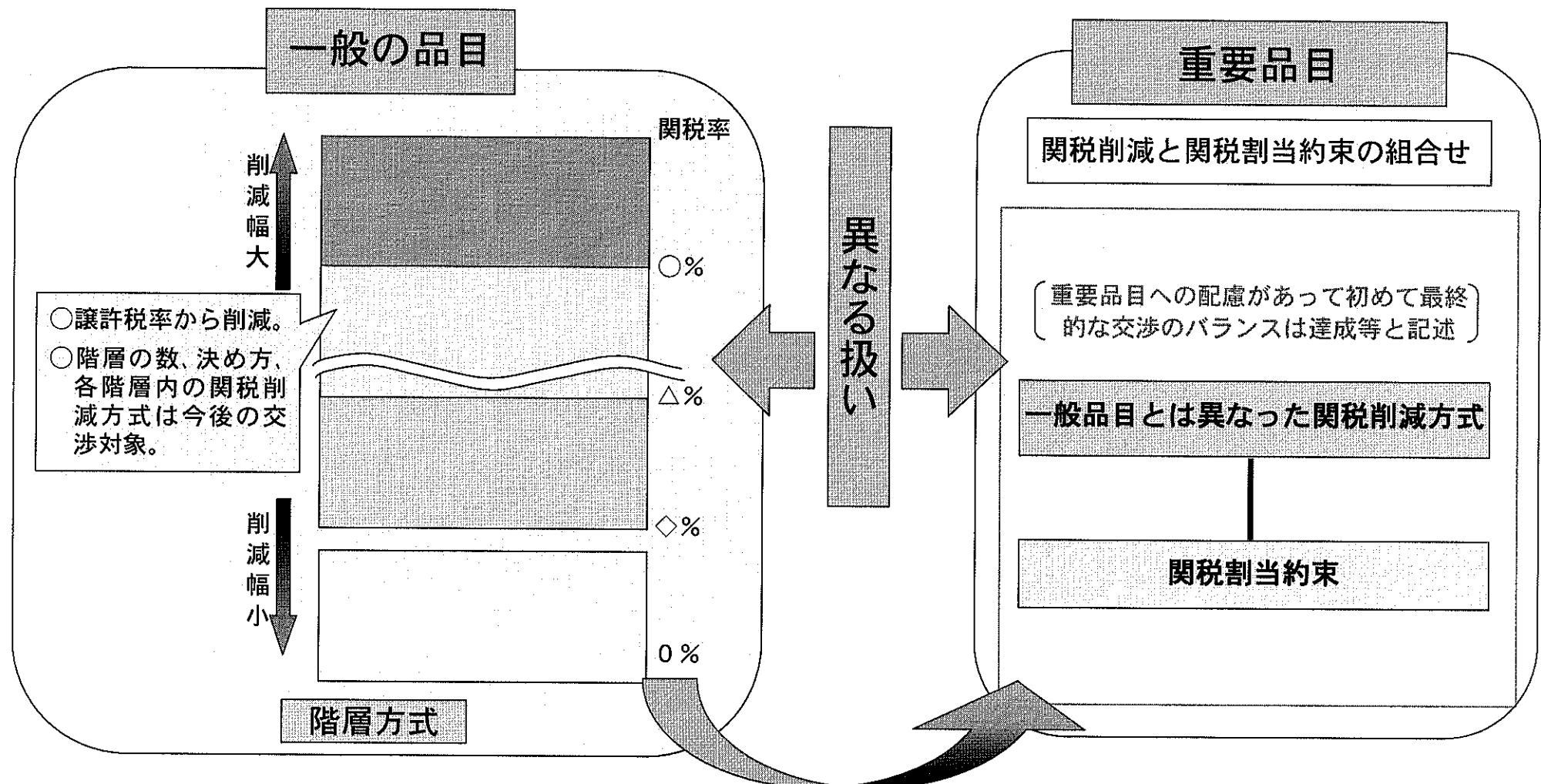
### 国内支持

- 貿易を歪める補助金が多い国ほど大幅に削減
- 貿易を歪める補助金は、品目ごとに上限を設定

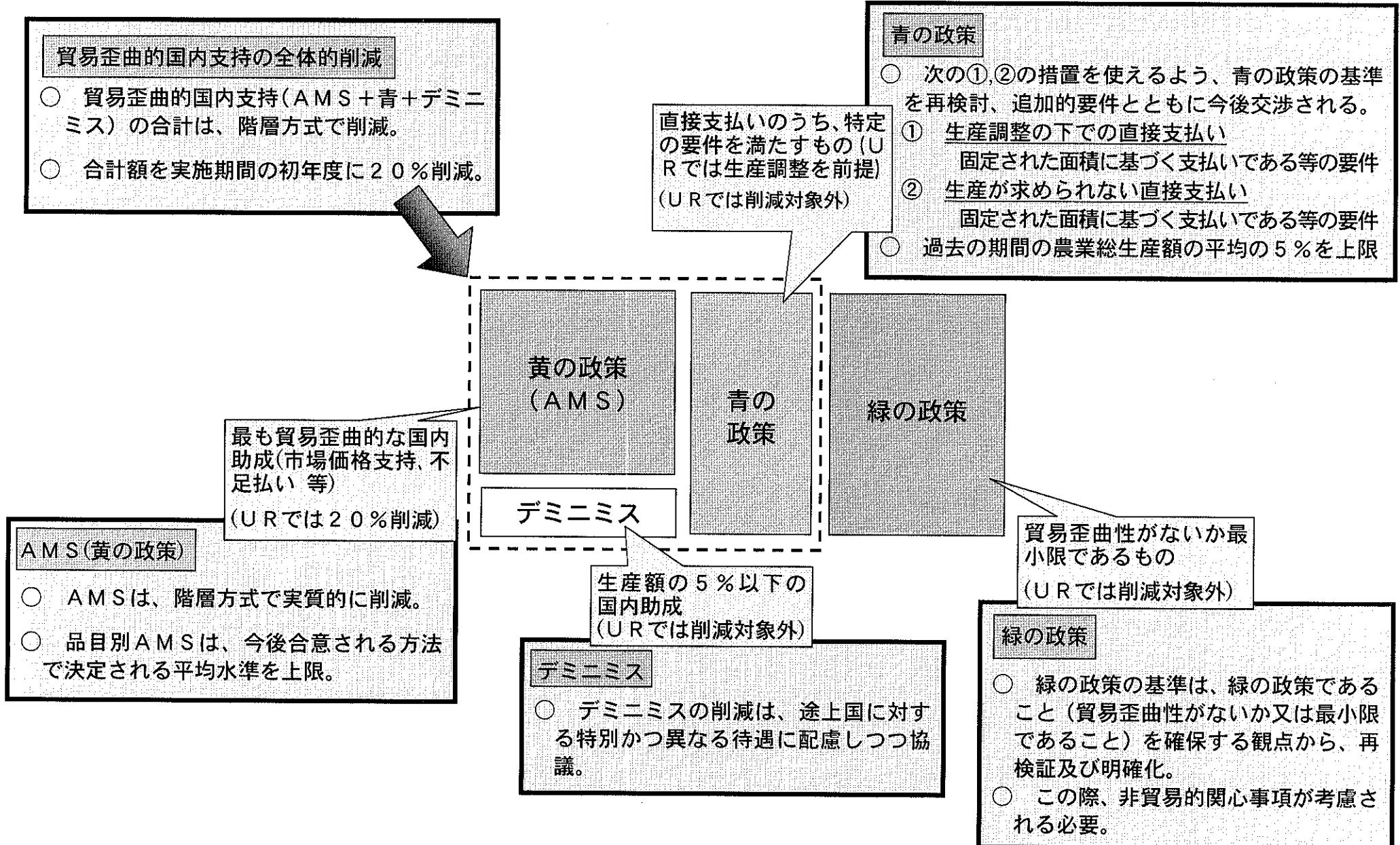
### 輸出競争

- 輸出補助金を期日を設けて撤廃
- 輸出信用（米国）、輸出国家貿易（豪州・カナダ）なども輸出補助金的な部分は同じ扱い

## 市場アクセス



# 国 内 支 持



# 輸出競争

## 輸出補助金

(E.U.が多用)

償還期間が180日を超えるもの

## 輸出信用 等

(米国が多用)

償還期間が180日以内

規律には、利子の支払い、最低利率等の要素を含む

## 輸出国家貿易

(豪州、カナダ等)

貿易歪曲的行為

国家独占権の問題は更なる交渉

貿易歪曲的でない行為

## 食料援助

(米国が多用)

規律に合わないもの

- ・食料援助の商業貿易の代替の防止の観点から、今後合意される運用上効率的な規律を課す。
- ・①実施に関する国際機関の役割
- ②完全無償化のみの供与については、交渉で対処。

今後合意される期日までに撤廃

※ この他、輸出禁止及び制限に関する規律は強化。

## 枠組み合意の内容（非農産品）

- 分野別関税撤廃等において、一部輸出国等から林水産物を対象とすべきとの提案、主張がある中で、対象分野を具体的に明示していない。
- 関税削減方式等については、更なる交渉が必要であるとされた。

概 要	
●関税削減方式 (フォーミュラ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>個別品目毎に適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・削減対象品目は事前に<u>例外を設けない包括的なもの</u>であるべき。</li> <li>・関税削減は現在の最終譲許税率からの引下げとする。</li> <li>・U R以降の<u>途上国</u>の<u>自主的自由化</u>に対し、一定の配慮を行う。</li> <li>・<u>従量税</u>を<u>従価税</u>に換算し、<u>従価税</u>で譲許する。</li> <li>・<u>譲許率が [35] %以下の国</u>には<u>関税削減方式による引下げを求めず</u>、[100] %譲許を求める。 譲許する際には、平均の関税率が途上国の中の譲許品目の平均関税率となるよう求める。</li> </ul> </li> </ul>
●分野別関税撤廃・ 調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分野別関税撤廃・調和はドーハ閣僚宣言の目的を達成するためのもう一つの鍵となる要素。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に<u>途上国</u>の輸出関心品目を考慮し、全ての加盟国の参加が重要と認識。</li> <li>・產品の範囲、参加、及び途上国についての<u>柔軟性</u>を定義することを視野に入れて議論を継続。</li> </ul> </li> </ul>
●低関税の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「補足的モダリティ」として、<u>先進国</u>及び「<u>その他の希望する国</u>」は低関税の撤廃についても検討。</li> </ul>
●非関税障壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交渉方法は、分野別方式、分野横断的方式、及びリクエスト・オファー方式を併記。各国が関心のある非関税障壁の通報期限は、2004年10月31日。</li> </ul>